

検討結果報告書

- 鳥取県西部圏域の一般廃棄物の処理は、令和14年度の稼働を目指す新たな一般廃棄物処理施設を整備することにより、構成市町村の全ての施設を集約化し、広域処理を行うこととされています。
- 新たに整備する一般廃棄物処理施設の建設・運営の主体となる鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）は、令和3年8月に「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定し、建設用地の選定に着手されています。
- 組合は、建設用地の選定に当たり、構成市町村に対し当該建設用地の一次調査対象地の抽出を依頼されました。
- 市は、この依頼を受け、庁内に検討会を設置することにより市内の適地を検討することとしました。
- この報告書は、鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会の検討結果を取りまとめ、市長に報告するために作成したものです。

令和3年12月

鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会
(事務局：市民生活部クリーン推進課)

鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会の検討結果について（報告）

鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会（座長は副市長。以下「検討会」という。）は、令和3年11月4日に検討状況の中間報告を行い、米子市内一次調査対象地の候補7箇所を抽出しましたが、その後、当該候補を評価する評価（採点）基準を設定し、評価・順位付けを行うとともに、その他当該候補の特性を含めて総合的に検討し、今般、最終的な検討結果を取りまとめましたので、その内容等を次のとおり報告します。

I 検討結果

1 米子市内一次調査対象地における整備対象施設の想定

抽出は、施設の整備及び運営の効率性を最大限に高める観点から、中間処理施設（可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設）と最終処分場の一体的整備が可能な面積等の条件を有する区域を想定して行った。

※今後の組合における選定作業においては、中間処理施設と最終処分場とは区分して評価・検討される。

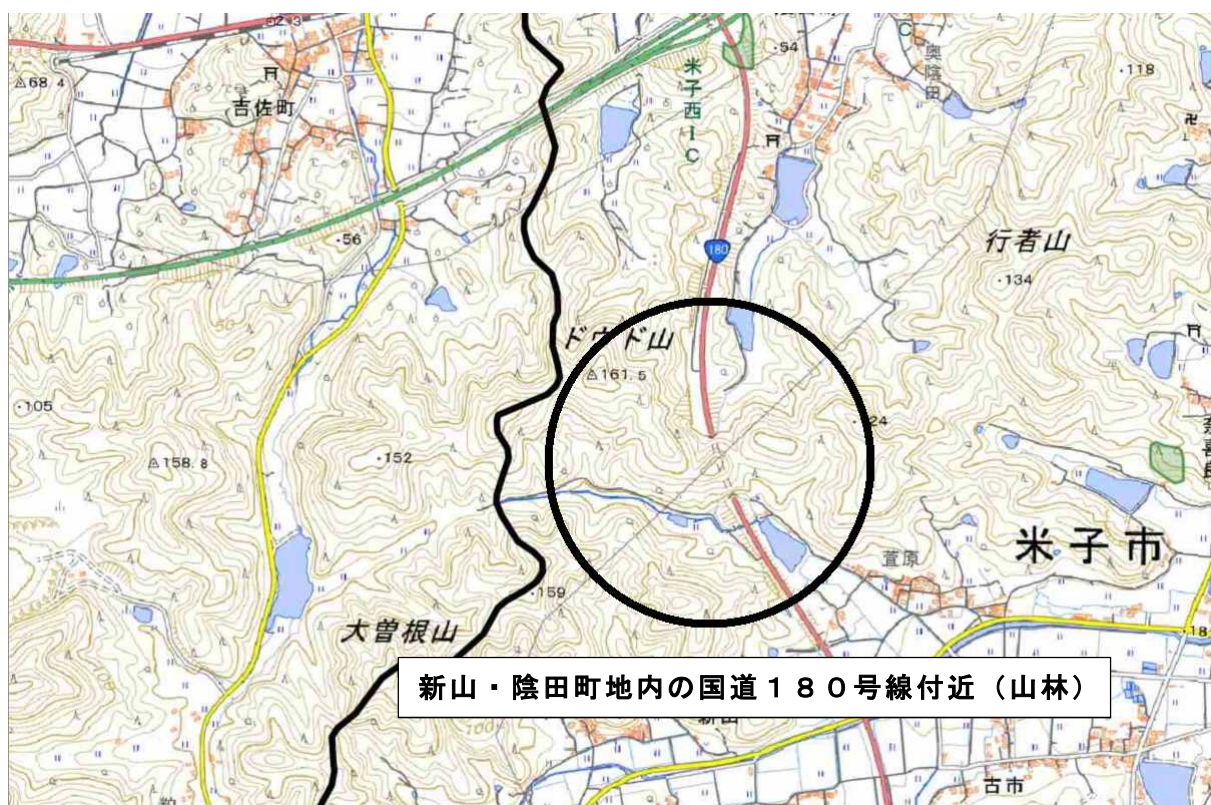
2 米子市内一次調査対象地の区域

中間報告における候補7箇所の中から、最終的に次に掲げる3箇所を抽出した。

- 彦名町地内の内浜産業道路付近（農地）
- 新山・陰田町地内の国道180号線付近（山林）
- 尾高・日下地内の県道53号線付近（農地）



彦名町地内の内浜産業道路付近（農地）



※上記地図上の円は、後記の「抽出作業の方法」で示しているとおり、用地を想定した半径150mの円を中心として、その外側300m幅において学校・病院・住宅群がないとの条件が満たされる区域が設定可能かどうかを検証したものであり、用地の敷地全体を示したものではない。

【中間報告において抽出した米子市内一次調査対象地の候補の評価結果等】

区 分	評価結果		摘 要
	採点 136 点満点 (百分率)	順 位	
①彦名町地内の内浜産業道路付近（農地）	112（82）	2 位	◇上位 3 位までの候補は、他と比べ、優位性が高い。 ◇1 位の米子ゴルフ場は、候補から除外する。 【理由】 米子市クリーンセンターへの他市町村の可燃ごみの受入れ（広域処理に向けた措置）に伴い、市とクリーンセンター対策委員会（地元自治連合会で組織）は、「新たなごみ焼却施設は、地元 3 校区地内には建設しない」とする覚書を締結している。米子ゴルフ場は、この地元 3 校区地内に所在することから、特に地元の理解が必要であるが、現状においてその環境が整っていない。
②両三柳地内の国道 4 3 1 号線付近（米子ゴルフ場）	130（96）	1 位	
③新山・陰田町地内の国道 1 8 0 号線付近（山林）	88（65）	3 位	
④上新印・高島地内の県道 1 6 0 号線付近（農地）	78（57）	5 位	
⑤尾高・日下地内の県道 5 3 号線付近（農地）	88（65）	3 位	
⑥石州府地内の県道 1 5 9 号線付近（山林）	74（54）	7 位	
⑦淀江町福岡・淀江地内の県道 2 9 9 号線付近（農地）	78（57）	5 位	

Ⅱ 検討の経過

※以下、「米子市内一次調査対象地」は、検討会において使用した「米子市内適地」と呼称している。

1 検討会の設置及び活動状況

令和 3 年 9 月 2 1 日に設置した検討会は、これまで会議を 6 回開催し、「検討会における検討方針」、「米子市内適地の候補の抽出作業の進め方」、「抽出した米子市内適地の候補に対する評価方法」などについて検討するとともに、「米子市内適地の候補の抽出作業」を行い、同年 1 2 月 1 3 日に検討結果を取りまとめた。

※「鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会設置要綱」を参照【別紙 1】

2 検討の流れ

(1) 検討方針の決定

検討会での検討に当たり、まず、「鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討方針」【別紙 2】を定めた。

【検討方針の概要】

組合が定めた一般廃棄物処理施設用地選定方針の「施設別抽出条件」に合致し、及び「候補地の抽出に適さない地域」に該当しないことを当該抽出する適地の必須の検討条件とするほか、次に掲げる事項などを検討方針とした。

- 施設の整備及び運営の効率性を最大限に高める観点から、本市においては、中間処理施設と最終処分場の一体的整備が可能な面積等の条件を有する区域からの抽出を優先して検討する。
- 可能な限り、組合の調査段階で評価対象となることが想定される項目も踏まえて適地を検討することとし、この際、特に次の事項に該当することを高く評価する。
 - ・土砂災害警戒区域及びその近隣地域並びに浸水リスクが高い地域でないこと。
 - ・幹線道路との接続性に優れた地域であること。
 - ・下水道への接続が可能な地域であること。
 - ・鳥取県西部圏域の人口重心から近い地域であること。

(2) 米子市内適地の候補の抽出作業

検討方針を踏まえ、米子市内適地の候補の抽出作業を次の方法により行った。

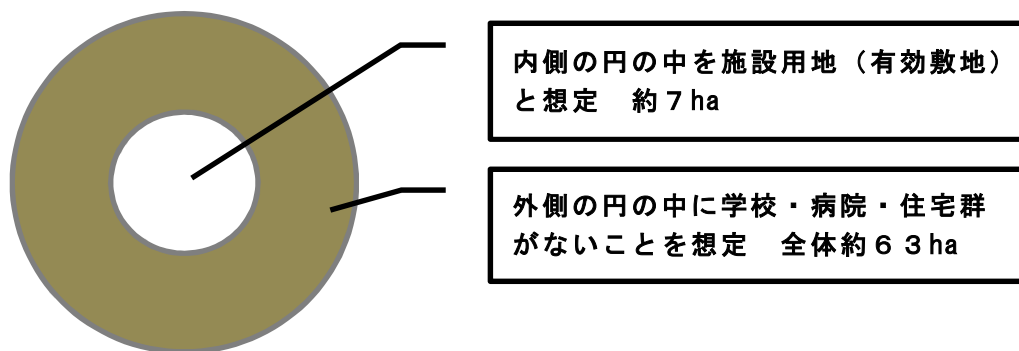
【抽出作業の方法】

- 一般廃棄物処理施設の立地条件を満たし、かつ、必要となる敷地面積（有効敷地約 6 ha 以上）の確保が地形的にも可能と認められる区域について、施設から学校・病院・住宅群までの距離（300 m 以上）が確保できることを条件として特に考慮し、地図、航空写真、現地調査などでの確認作業を行い抽出した。
- 用地設定の可否の判断は、概ね半径 450 m の円で囲まれた区域を設定することが可能かどうかを検証する方法により行った。

これは、用地を想定した半径 150 m の円を中心として、その外側 300 m 幅において学校・病院・住宅群がないとの条件が満たされる区域が設定可能かどうかを検証したものである。

※半径 150 m の円の面積は 70,650 m² であり、敷地面積の条件 6 ha 以上に若干の余裕面積を加えたもの。なお、半径 450 m の円の面積は、635,850 m² である。

※「住宅群」とは、住居等がおおむね 15 戸以上連たんしている集落等である。



《内側の円の半径は 150 m、外側の円の半径は 450 m》

(3) 抽出した米子市内適地の候補

上記の抽出作業の方法により、中間報告として、前記のとおり 7 箇所の米子市内適地の候補を抽出した。各候補のおよその位置は、「抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補」【別紙 3】のとおりである。

(4) 抽出した米子市内適地の候補の評価（採点）基準の決定

最終的な米子市内適地の抽出に反映するため、「抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補の評価について」【別紙 4】を定め、米子市内適地の候補を評価する評価（採点）基準を設定し、評価・順位付けを行うこととした。

【評価（採点）基準の概要】

- 評価の観点
評価は、「①生活環境」、「②自然環境」、「③防災性」、「④事業実効性」、「⑤経済性」の 5 つの大分類を基本とし、それらの内訳として中分類・小分類に区分した合計 26 項目の観点で行う。
- 確認項目・評価項目
評価は、候補が必須条件を満たしていることを確認する「確認項目（6 項目）」と候補を採点し順位付けをするための「評価項目（20 項目）」により行う。
- 評価項目における配点
配点は、次により設定する。
 - ・基準となる配点は 4 点とする。

- ・検討方針に基づき、高く評価することとした事項など重要度が高いと認められる評価の観点については、「重要な観点」、「特に重要な観点」を定め、それぞれ 8 点、12 点を加重配点する。

○採点の方法

評価の観点ごとに、A、B、C でランク付けを行い、この順で評価を高くする採点基準をそれぞれ設定し、次のとおり採点する。

- ・ランク A の採点＝配点（4 点、8 点、12 点）× 1
- ・ランク B の採点＝配点（4 点、8 点、12 点）× 0.5
- ・ランク C の採点＝配点（4 点、8 点、12 点）× 0.25

○順位付け

順位付けは、評価の観点ごとの採点を合計した点数により行う。

○最終的な候補の抽出

最終的な候補は、順位付けを基本としつつも、評価に表れない候補の特性を含めて総合的に検討し、抽出する。この際、抽出する数については、採点の結果を比較して検討する。

(5) 抽出した米子市内適地の候補の評価（採点）結果等

各候補を評価（採点）した結果は、「評価（採点）シート」【別紙 5】及び「評価（採点）結果一覧表」【別紙 6】のとおりである。なお、その他の特性については、「評価（採点）シート」の特記事項で整理した。

【評価（採点）結果等の概要】

区 分	評価結果						
	採点（136 点満点） ※合計の括弧内は、百分率						順位
	生活環境	自然環境	防災性	事業実効性	経済性	合 計	
①彦名町地内の内浜産業道路付近（農地）	34	16	22	5	35	112 (82)	2 位
	≪特記事項≫ ・当該候補は、農振農用地であるが、荒廃農地化が進んでいる。 ・当該候補は、地下水位が高く、造成工事費用が必要となることが想定される。						
②両三柳地内の国道 431 号線付近（米子ゴルフ場）	38	16	24	8	44	130 (96)	1 位
	≪特記事項≫ ・米子市クリーンセンターへの他市町村の可燃ごみの受入れ（広域処理に向けた措置）に伴い、市とクリーンセンター対策委員会（地元自治連合会で組織）は、「新たなごみ焼却施設は、地元 3 校区地内には建設しない」とする覚書を締結しており、当該候補はこの地元 3 校区地内に所在する。						
③新山・陰田町地内の国道 180 号線付近（山林）	28	16	19	5	20	88 (65)	3 位
	≪特記事項≫ ・当該候補は、山林であることから、造成工事費用が必要となることが想定される。 ・当該候補は、圏域内の主要道路である山陰道及び国道 180 号線の結節点に近い場所にある。						
④上新印・高島地内の県道 160 号線付近（農地）	27	4	22	5	20	78 (57)	5 位
	≪特記事項≫ ・当該候補は、圃場整備事業実施済みで、現在も有効に利用されている農地であり、一団の農地の中央に位置する。 ・当該候補は、洪水ハザードマップで、家屋が倒壊するおそれがある区域に指定されている。						

⑤尾高・日下地内の 県道５３号線 付近（農地）	31	4	28	5	20	88（65）	3位
	≪特記事項≫ ・当該候補は、圃場整備事業実施済みで、現在も有効に利用されている農地である。						
⑥石州府地内の県 道１５９号線付 近（山林）	23	7	19	5	20	74（54）	7位
	≪特記事項≫ ・当該候補は、山林であることから、造成工事費用が必要となることが想定される。						
⑦淀江町福岡・淀 江地内の県道２ ９９号線付近 （農地）	30	4	22	5	17	78（57）	5位
	≪特記事項≫ ・当該候補は、圃場整備事業実施済みで、現在も有効に利用されている農地であり、一団の農地の中央に位置する。						

※各候補は、組合が定めた一般廃棄物処理施設用地選定方針の「施設別抽出条件」に合致し、及び「候補地の抽出に適さない地域」に該当しないことを条件に抽出したものであるが、次の「確認項目（６項目）」により、改めて、いずれの候補も条件を満たしていることを確認した。

- ・60,000 ㎡程度の有効面積が確保できること。
- ・施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）。
- ・市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと。
- ・既存の断層の直上でないこと。
- ・200 ㎡/日の水道供給が確保できること。
- ・水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）。

(6) 検討結果の取りまとめ

上記の評価（採点）の結果及び候補の特性を踏まえ、Ⅰ－２のとおり検討結果を取りまとめた。

Ⅲ おわりに ～附帯意見～

最後に、立地地域における地域振興・まちづくりについて附帯意見を添え、以上をもって検討会の報告とします。

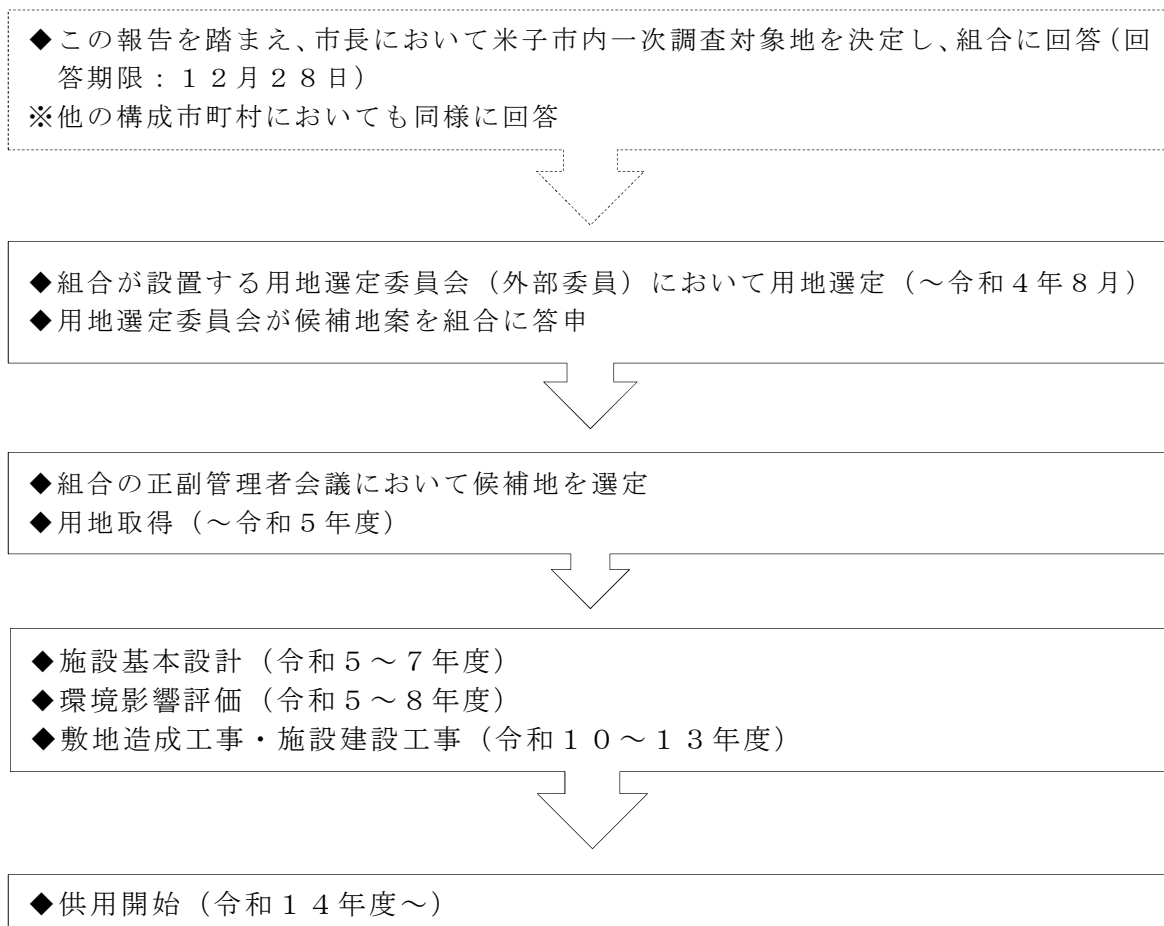
【立地地域における地域振興・まちづくり ～新たな価値の創出～】

- 国は、「廃棄物処理施設整備計画（平成３０年６月１９日閣議決定）」において、「地域のエネルギーセンターとしての活用、廃棄物エネルギーを利用した産業振興、災害時の防災拠点としての活用、循環資源の有効活用の中心的施設としての強化、環境教育・環境学習の場の提供など、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設を整備していくことが重要である」としている。
- この新たな価値の創出という考え方を受け、現に他地域では、「災害時の避難場所などの防災拠点」、「環境学習施設」、「発電、余熱利用による他施設へのエネルギー供給（温水プールでの利用など）」、「運動公園など緑地の確保」などの整備事例が見られる。（他地域での施設整備の参考事例【別紙７】を参照）
- 組合も、防災拠点としての役割をはじめとして、地域に新たな価値を創出できるような施設の整備を目指しており、市もこれと同じ考え方で、新たな価値の創出（立地地域における地域振興・まちづくり）について構想することが可能かどうかという視点についても考慮に加えながら米子市内適地を検討してきた。
- 具体的には、構想可能性の視点として、評価（採点）基準の評価項目に「新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕」を設けることにした。
- ごみ処理施設の特長を活かし、地域に新たな価値を創出するためには、整備するご

み処理施設自体の機能を十分に検討する必要があることはもとより、例えば、地域にとって必要かつ有益な健康・スポーツ、交流、学習、防災、環境などをキーワードにした地域振興・まちづくりの構想を一連のものとして検討していくことが必要と考える。

- 今後、建設用地の選定は組合によって行われるが、市内での施設整備の可能性を見据え、組合の用地選定などの取組と並行して、市においても立地地域における地域振興・まちづくりの構想を検討していくことが必要と考える。

【参考事項】今後の用地選定・施設整備までの流れ



《添付資料》

- 鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会設置要綱【別紙1】
- 鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討方針【別紙2】
- 抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補【別紙3】※中間報告で抽出したもの
- 抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補の評価について【別紙4】
- 抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）シート【別紙5】
- 抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）結果一覧表【別紙6】
- 他地域での施設整備の参考事例【別紙7】

鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会
設置要綱

(設置)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想（令和3年8月策定）に基づく一般廃棄物処理施設の建設用地の選定に当たり、鳥取県西部広域行政管理組合から、抽出を依頼された当該建設用地の候補となり得る本市の区域内における適地（以下「米子市内適地」という。）について検討するため、鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、米子市内適地の案を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織等)

第3条 検討会は、座長及び副座長1人並びに委員をもって組織する。

2 座長は、副市長をもって充て、副座長は、市民生活部長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、総合政策部長、経済部長及び都市整備部長をもって充てる。

4 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議（次項において単に「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 検討会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、市民生活部クリーン推進課において処理し、市民生活部環境政策課において、これを補佐する。

(規定外事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討方針

鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会（以下「検討会」という。）は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が定めた一般廃棄物処理施設用地選定方針の「施設別抽出条件」に合致し、及び「候補地の抽出に適さない地域」に該当しないことを当該抽出する適地の必須の検討条件とするほか、次に掲げる事項を検討会における検討方針とする。

記

- 1 一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の整備及び運営の効率性を最大限に高める観点から、本市においては、中間処理施設と最終処分場の一体的整備が可能な面積等の条件を有する区域からの抽出を優先して検討する。ただし、これによる適地がないと認められた場合は、この限りでない。
- 2 可能な限り、組合の調査段階で評価対象となることが想定される項目も踏まえて適地を検討することとし、この際、特に次の事項に該当することを高く評価する。
 - (1) 土砂災害警戒区域及びその近隣地域並びに浸水リスクが高い地域でないこと。
 - (2) 幹線道路との接続性に優れた地域であること。
 - (3) 下水道への接続が可能な地域であること。
 - (4) 鳥取県西部圏域の人口重心から近い地域であること。
- 3 地域に新たな価値を創出できるような施設を目指すとの組合の考え方に賛同し、当該新たな価値の創出についての構想可能性についても考慮に加えながら、適地を検討する。

【参考】鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定方針（抜粋）

◆施設別抽出条件

整備施設	可燃ごみ処理施設 不燃ごみ処理施設	最終処分場
抽出対象 市町村	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町 ※ 1 施設集約のコストメリットを比較検討した結果による。	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 (鳥取県西部圏域全域)
インフラ	1 日 200m ³ 以上の水道（上水あるいは工水）の供給が可能である給水エリアあるいはその近傍であること。	抽出条件としない。 なお、抽出後に行う一次調査(個別調査)において、比較検討を行う。
環境保全	施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと。	
防 災	既知の鳥取県西部地震断層及び鎌倉山南方活断層の直上でないこと。	
有効敷地面積	約 22,000m ² (150m×150m) 以上	約 35,000m ² (250m×140m) 以上

◆候補地の抽出に適さない地域

法的規制を受けている地域	市街化区域、(工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く)、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等
物理的制約条件のある地域	水道水源に近接する地域及び直上流域(最終処分場の立地に限る。)

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補

航空法に基づく4kmの範囲

- 市街化区域（住居地域及び商業地域）
- 水道水源
- 人口重心（西部圏域内）

両三柳地内の国道431号線付近
(米子ゴルフ場)

彦名町地内の内浜産業道路付近
(農地)

淀江町福岡・淀江地内の県道299号線付近
(農地)

上新印・高島地内の県道160号線付近
(農地)

新山・陰田町地内の国道180号線付近
(山林)

尾高・日下地内の県道53号線付近
(農地)

石州府地内の県道159号線付近
(山林)

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補の評価について

1 評価の目的

鳥取県西部広域行政管理組合が設置した一般廃棄物処理施設用地選定委員会における評価基準案も参考にしながら、米子市内適地（一次調査対象地）の候補（以下単に「適地候補」という。）を評価する評価（採点）基準を設定し、評価・順位付けを行った結果を最終的な適地候補の抽出に反映するもの。

2 評価（採点）基準

次の基本的な考え方にに基づき、別紙のとおり評価（採点）基準を設定する。なお、評価・順位付けに当たっては、適地候補ごとの評価（採点）シート及び評価（採点）結果一覧表を作成する。

(1) 評価の観点

評価は、「①生活環境」、「②自然環境」、「③防災性」、「④事業実効性」、「⑤経済性」の5つの大分類を基本とし、それらの内訳として中分類・小分類に区分した合計26項目の観点で行う。

(2) 確認項目・評価項目

評価は、適地候補が必須条件を満たしていることを確認する「確認項目（6項目）」と適地候補を採点し順位付けをするための「評価項目（20項目）」により行う。

(3) 評価項目における配点

配点は、次により設定する。

ア 基準となる配点は4点とする。

イ 鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討方針に基づき、高く評価することとした事項など重要度が高いと認められる評価の観点については、評価項目全体の均衡を考慮しつつ、「○重要な観点」、「◎特に重要な観点」を定め、それぞれ8点、12点を加重配点する。

《参考》米子市内適地検討方針において、高く評価することとした事項
 ○土砂災害警戒区域及びその近隣地域並びに浸水リスクが高い地域でないこと。
 ○幹線道路との接続性に優れた地域であること。
 ○下水道への接続が可能な地域であること。
 ○鳥取県西部圏域の人口重心から近い地域であること。

(4) 採点の方法

評価の観点ごとに、A、B、Cでランク付けを行い、この順で評価を高くする採点基準をそれぞれ設定し、次のとおり採点する。

ア ランクAの採点＝配点（4点、8点、12点）×1

イ ランクBの採点＝配点（4点、8点、12点）×0.5

ウ ランクCの採点＝配点（4点、8点、12点）×0.25

(5) 順位付け

順位付けは、評価の観点ごとの採点を合計した点数により行う。

3 最終的な適地候補の抽出

最終的な適地候補は、上記による順位付けを基本としつつも、評価に表れない適地候補の特性を含めて総合的に検討し、抽出する。この際、抽出する数については、採点の結果を比較して検討する。

(別紙) 抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）基準

評価の観点（大分類・中分類・小分類）			確認項目	評価項目	重要度 ○:重要 ◎:特に重要	確認項目・評価項目の説明		配点	採点基準 A:配点×1 B:配点×0.5 C:配点×0.25	調査・確認方法
						根拠又は目的	補足説明			
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●			鳥取県西部広域行政組合一般廃棄物処理施設用地選定方針によるもの。	—	—	—	—
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	○	当該新たな価値の創出についての構想可能性についても考慮に加えながら、適地を検討するため	候補地に隣接する敷地において、新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積余裕	8	A:50,000m ² 以上 B:50,000m ² 未満 C:25,000m ² 未満	・市有施設を参考にした面積を採用 ・現地及び WebGIS で確認
		施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●			鳥取県西部広域行政組合一般廃棄物処理施設用地選定方針によるもの。	—	—	—	—
		市街化区域、(工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く)、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●			鳥取県西部広域行政組合一般廃棄物処理施設用地選定方針によるもの。	—	—	—	—
		学校までの距離		●	○	学校、病院及び住宅に対し、一定程度の距離があることが、住民への配慮として適切であるため	敷地境界から最寄りの学校までの距離	8	A:500m 以上 B:500m 未満 C:400m 未満	・現地及び WebGIS で確認
		病院までの距離		●	○		敷地境界から最寄りの病院までの距離	8	A:500m 以上 B:500m 未満 C:400m 未満	・現地及び WebGIS で確認
		住宅までの距離		●			敷地境界から最寄りの住宅までの距離（住宅群までの距離ではない。）	4	A:500m 以上 B:500m 未満 C:400m 未満	・現地及び WebGIS で確認
	文化財	埋蔵文化財の有無		●		埋蔵文化財包蔵地内での開発行為は、保全等の対応が求められるため	周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺の有無	4	A:無 C:有	・文化振興課に確認
		事前調査必要性の有無		●		試掘調査の状況から事業のスケジュールに影響があるため	埋蔵文化財確認の試掘調査の有無	4	A:無 C:有	・文化振興課に確認
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●		既存の周辺地域への景観に配慮する必要があるため	最寄りの住宅群からの景観	4	A:ほぼ見えない B:一部見える c:全部見える	・現地確認
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●		河川等への雨水、排水等の放流において、利水、水域利用に配慮することが必要であるため	下流側水域の農業用水等の利水の有無	4	A:無 C:有	・現地確認
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	◎	飲料水に伴う水源については、配慮する必要があるため	敷地境界から上水道水源（地下水）までの距離	1 2	A:2km 以上 B:2km 未満 C:1km 未満	・現地及び WebGIS で確認
③防災性	法規制地域等	土砂災害警戒区域等		●	○	周辺地域及び幹線道路等へ影響有り、搬入等が困難になるため	敷地境界から土砂災害警戒区域までの距離	8	A:1km 以上 B:1km 未満 C:500m 未満	・米子市・日吉津村津波ハザードマップ
		洪水浸水想定区域		●	○	浸水した場合に設備の重大な破損を防止するため	洪水浸水想定深さ	8	A:0m B:0.5m未満 C:0.5m以上	・米子市・日吉津村洪水ハザードマップ
		津波災害警戒区域		●	○		津波災害想定深さ	8	A:0m B:0.5m未満 C:0.5m以上	・米子市・日吉津村津波ハザードマップ

評価の観点（大分類・中分類・小分類）				確認項目	評価項目	重要度 ○:重要 ◎:特に重要	確認項目・評価項目の説明		配点	採点基準 A:配点×1 B:配点×0.5 C:配点×0.25	調査・確認方法
							根拠又は目的	補足説明			
	造成による災害危険性	造成による災害危険性			●		造成時のリスクを低減するため	傾斜面の掘削及び盛土の必要性	4	A：無 C：有	・現地確認
	既存断層	既存の断層の直上でない		●			鳥取県西部広域行政組合一般廃棄物処理施設用地選定方針によるもの。	—	—	—	—
④事業実効性	土地利用規制	農業地域			●		農地の保全、農業者への配慮が必要であるため	農振農用地の指定の有無	4	A：無 C：有	・農林課に確認
		森林地域			●		森林保全、災害防止への配慮が必要であるため	国有林及び地域森林計画対象民有林の指定の有無	4	A：無 C：有	・農林課に確認
⑤経済性	幹線道路	車線数			●	◎	ごみの搬入・搬出において、交通の利便性等への配慮が重要であるため	最寄りの幹線道路（国道又は県道）の車線数	1 2	A：4車線以上 B：2車線 C：1車線	・現地確認
		施設からの距離			●			施設から最寄りの幹線道路（国道又は県道）までの距離	4	A：300m未満 B：500m未満 C：500m以上	・WebGISで確認
	運搬効率	人口重心までの距離			●	◎	収集運搬効率及び利便性に影響が大きい ため	人口重心（西部圏域）までの距離	1 2	A：5km未満 B：10km未満 C：10km以上	・WebGISで確認
	インフラ	水道	200m ³ /日の確保		●		鳥取県西部広域行政組合一般廃棄物処理施設用地選定方針によるもの。	—	—	—	—
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）		●		鳥取県西部広域行政組合一般廃棄物処理施設用地選定方針によるもの。	—	—	—	—
		下水道			●	◎	公共下水道に放流することにより、環境負荷の低減及び施設の付帯設備の経費削減が見込まれるため	公共下水道への接続性（下水道接続の可能性の有無）	1 2	A：接続が可能 C：接続に課題あり	・現地及び下水道部に確認
	用地確保	用地種別（公有地、民地）			●		民地においては、用地の取得の困難性も高くなるため	用地の種別	4	A：全て公有地 B：一部公有地 C：全て民地	・市有財産等の確認
合 計									1 3 6		

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）シート

米子市内適地（一次調査対象地）の候補	候補名	①彦名町地内の内浜産業道路付近（農地）
	特記事項	・当該候補は、農振農用地であるが、荒廃農地化が進んでいる。 ・当該候補は、地下水位が高く、造成工事費用が必要となることが想定される。

評価の観点（大分類・中分類・小分類）			確認項目	評価項目	重要度 ○：重要 ◎：特に重要	配点	採点基準 A：配点×1 B：配点×0.5 C：配点×0.25	評価（採点）	
								該当ランク	採点
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●			—	—	—	—
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	○	8	A : 50,000m ² 以上 B : 50,000m ² 未満 C : 25,000m ² 未満	A	8
		施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●			—	—	—	—
		市街化区域、(工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く)、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●			—	—	—	—
		学校までの距離		●	○	8	A : 500m 以上 B : 500m 未満 C : 400m 未満	A	8
		病院までの距離		●	○	8	A : 500m 以上 B : 500m 未満 C : 400m 未満	A	8
		住宅までの距離		●		4	A : 500m 以上 B : 500m 未満 C : 400m 未満	C	1
	文化財	埋蔵文化財の有無		●		4	A : 無 C : 有	A	4
		事前調査必要性の有無		●		4	A : 無 C : 有	A	4
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●		4	A : ほぼ見えない B : 一部見える C : 全部見える	C	1
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●		4	A : 無 C : 有	A	4
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	◎	1 2	A : 2km 以上 B : 2km 未満 C : 1km 未満	A	1 2

③ 防災性	法規 制地 域等	土砂災害警戒区域等		●	○	8	A : 1km 以上 B : 1km 未満 C : 500m 未満	A	8
		洪水浸水想定区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	C	2
		津波災害警戒区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
	造成 による 災害危 険性	造成による災害危険性		●		4	A : 無 C : 有	A	4
	既存 断層	既存の断層の直上でない	●			—	—	—	—
④ 事業実 効性	土地 利用 規制	農業地域		●		4	A : 無 C : 有	C	1
		森林地域		●		4	A : 無 C : 有	A	4
⑤ 経済性	幹線 道路	車線数		●	◎	1 2	A : 4 車線以上 B : 2 車線 C : 1 車線	A	1 2
		施設からの距離		●		4	A : 300m 未満 B : 500m 未満 C : 500m 以上	A	4
	運搬 効率	人口重心までの距離		●	◎	1 2	A : 5km 未満 B : 10km 未満 C : 10km 以上	B	6
	イン フラ	水道	200m ³ /日の確保	●		—	—	—	
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）	●		—	—	—	
		下水道		●	◎	1 2	A : 接続が可能 C : 接続に課題あり	A	1 2
	用地 確保	用地種別（公有地、民地）		●		4	A : 全て公有地 B : 一部公有地 C : 全て民地	C	1
合 計						1 3 6			1 1 2

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）シート

米子市内適地（一次調査対象地）の候補	候補名	②両三柳地内の国道431号線付近（米子ゴルフ場）
	特記事項	・米子市クリーンセンターへの他市町村の可燃ごみの受入れ（広域処理に向けた措置）に伴い、市とクリーンセンター対策委員会（地元自治連合会で組織）は、「新たなごみ焼却施設は、地元3校区地内には建設しない」とする覚書を締結しており、当該候補はこの地元3校区地内に所在する。

評価の観点（大分類・中分類・小分類）			確認項目	評価項目	重要度 ○：重要 ◎：特に重要	配点	採点基準 A：配点×1 B：配点×0.5 C：配点×0.25	評価（採点）	
								該当ランク	採点
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●			—	—	—	—
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	○	8	A：50,000m ² 以上 B：50,000m ² 未満 C：25,000m ² 未満	A	8
		施設から300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●			—	—	—	—
		市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●			—	—	—	—
		学校までの距離		●	○	8	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	A	8
		病院までの距離		●	○	8	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	A	8
		住宅までの距離		●		4	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	A	4
	文化財	埋蔵文化財の有無		●		4	A：無 C：有	A	4
		事前調査必要性の有無		●		4	A：無 C：有	A	4
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●		4	A：ほぼ見えない B：一部見える C：全部見える	B	2
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●		4	A：無 C：有	A	4
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	◎	12	A：2km以上 B：2km未満 C：1km未満	A	12

③ 防災性	法規 制地域等	土砂災害警戒区域等		●	○	8	A : 1km 以上 B : 1km 未満 C : 500m 未満	A	8
		洪水浸水想定区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	B	4
		津波災害警戒区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
	造成 による災 害危険 性	造成による災害危険性		●		4	A : 無 C : 有	A	4
	既存 断層	既存の断層の直上でない	●			—	—	—	—
④ 事業実効性	土地 利用 規制	農業地域		●		4	A : 無 C : 有	A	4
		森林地域		●		4	A : 無 C : 有	A	4
⑤ 経済性	幹線 道路	車線数		●	◎	1 2	A : 4 車線以上 B : 2 車線 C : 1 車線	A	1 2
		施設からの距離		●		4	A : 300m 未満 B : 500m 未満 C : 500m 以上	A	4
	運搬 効率	人口重心までの距離		●	◎	1 2	A : 5km 未満 B : 10km 未満 C : 10km 以上	A	1 2
	イン フラ	水道	200m ³ /日の確保	●		—	—	—	
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）	●		—	—	—	
		下水道		●	◎	1 2	A : 接続が可能 C : 接続に課題あり	A	1 2
	用地 確保	用地種別（公有地、民地）		●		4	A : 全て公有地 B : 一部公有地 C : 全て民地	A	4
合 計						1 3 6			1 3 0

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）シート

米子市内適地（一次調査対象地）の候補	候補名	③新山・陰田町地内の国道１８０号線付近（山林）
	特記事項	・当該候補は、山林であることから、造成工事費用が必要となることが想定される。 ・当該候補は、圏域内の主要道路である山陰道及び国道１８０号線の結節点に近い場所にある。

評価の観点（大分類・中分類・小分類）			確認項目	評価項目	重要度 ○：重要 ◎：特に重要	配点	採点基準 A：配点×１ B：配点×０．５ C：配点×０．２５	評価（採点）	
								該当ランク	採点
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●			—	—	—	—
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	○	８	A：50,000m ² 以上 B：50,000m ² 未満 C：25,000m ² 未満	C	２
		施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●			—	—	—	—
		市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●			—	—	—	—
		学校までの距離		●	○	８	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	A	８
		病院までの距離		●	○	８	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	A	８
		住宅までの距離		●		４	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	A	４
	文化財	埋蔵文化財の有無		●		４	A：無 C：有	C	１
		事前調査必要性の有無		●		４	A：無 C：有	C	１
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●		４	A：ほぼ見えない B：一部見える C：全部見える	A	４
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●		４	A：無 C：有	A	４
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	◎	１２	A：2km 以上 B：2km 未満 C：1km 未満	A	１２

③ 防災性	法規 制地 域等	土砂災害警戒区域等		●	○	8	A : 1km 以上 B : 1km 未満 C : 500m 未満	C	2
		洪水浸水想定区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
		津波災害警戒区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
	造成 による 災害危 険性	造成による災害危険性		●		4	A : 無 C : 有	C	1
	既存 断層	既存の断層の直上でない	●			—	—	—	—
④ 事業実 効性	土地 利用 規制	農業地域		●		4	A : 無 C : 有	A	4
		森林地域		●		4	A : 無 C : 有	C	1
⑤ 経済性	幹線 道路	車線数		●	◎	1 2	A : 4 車線以上 B : 2 車線 C : 1 車線	B	6
		施設からの距離		●		4	A : 300m 未満 B : 500m 未満 C : 500m 以上	A	4
	運搬 効率	人口重心までの距離		●	◎	1 2	A : 5km 未満 B : 10km 未満 C : 10km 以上	B	6
	イン フラ	水道	200m ³ /日の確保	●		—	—	—	
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）	●		—	—	—	
		下水道		●	◎	1 2	A : 接続が可能 C : 接続に課題あり	C	3
	用地 確保	用地種別（公有地、民地）		●		4	A : 全て公有地 B : 一部公有地 C : 全て民地	C	1
合 計						1 3 6			8 8

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）シート

米子市内適地（一次調査対象地）の候補	候補名	④上新印・高島地内の県道160号線付近（農地）
	特記事項	・当該候補は、圃場整備事業実施済みで、現在も有効に利用されている農地であり、一団の農地の中央に位置する。 ・当該候補は、洪水ハザードマップで、家屋が倒壊するおそれがある区域に指定されている。

評価の観点（大分類・中分類・小分類）			確認項目	評価項目	重要度 ○：重要 ◎：特に重要	配点	採点基準 A：配点×1 B：配点×0.5 C：配点×0.25	評価（採点）	
								該当ランク	採点
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●			—	—	—	—
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	○	8	A：50,000m ² 以上 B：50,000m ² 未満 C：25,000m ² 未満	A	8
		施設から300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●			—	—	—	—
		市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●			—	—	—	—
		学校までの距離		●	○	8	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	A	8
		病院までの距離		●	○	8	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	B	4
		住宅までの距離		●		4	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	C	1
	文化財	埋蔵文化財の有無		●		4	A：無 C：有	A	4
		事前調査必要性の有無		●		4	A：無 C：有	C	1
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●		4	A：ほぼ見えない B：一部見える C：全部見える	C	1
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●		4	A：無 C：有	C	1
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	◎	12	A：2km以上 B：2km未満 C：1km未満	C	3

③ 防災性	法規 制地 域等	土砂災害警戒区域等		●	○	8	A : 1km 以上 B : 1km 未満 C : 500m 未満	A	8
		洪水浸水想定区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	C	2
		津波災害警戒区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
	造成 による 災害危 険性	造成による災害危険性		●		4	A : 無 C : 有	A	4
	既存 断層	既存の断層の直上でない	●			—	—	—	—
④ 事業実 効性	土地 利用 規制	農業地域		●		4	A : 無 C : 有	C	1
		森林地域		●		4	A : 無 C : 有	A	4
⑤ 経済性	幹線 道路	車線数		●	◎	1 2	A : 4 車線以上 B : 2 車線 C : 1 車線	B	6
		施設からの距離		●		4	A : 300m 未満 B : 500m 未満 C : 500m 以上	A	4
	運搬 効率	人口重心までの距離		●	◎	1 2	A : 5km 未満 B : 10km 未満 C : 10km 以上	B	6
	イン フラ	水道	200m ³ /日の確保	●		—	—	—	
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）	●		—	—	—	
		下水道		●	◎	1 2	A : 接続が可能 C : 接続に課題あり	C	3
	用地 確保	用地種別（公有地、民地）		●		4	A : 全て公有地 B : 一部公有地 C : 全て民地	C	1
合 計						1 3 6			7 8

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）シート

米子市内適地（一次調査対象地）の候補	候補名	⑤尾高・日下地内の県道53号線付近（農地）
	特記事項	・当該候補は、圃場整備事業実施済みで、現在も有効に利用されている農地である。

評価の観点（大分類・中分類・小分類）			確認項目	評価項目	重要度 ○：重要 ◎：特に重要	配点	採点基準 A：配点×1 B：配点×0.5 C：配点×0.25	評価（採点）	
								該当ランク	採点
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●			—	—	—	—
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	○	8	A：50,000m ² 以上 B：50,000m ² 未満 C：25,000m ² 未満	A	8
		施設から300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●			—	—	—	—
		市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●			—	—	—	—
		学校までの距離		●	○	8	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	A	8
		病院までの距離		●	○	8	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	A	8
		住宅までの距離		●		4	A：500m以上 B：500m未満 C：400m未満	C	1
	文化財	埋蔵文化財の有無		●		4	A：無 C：有	A	4
		事前調査必要性の有無		●		4	A：無 C：有	C	1
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●		4	A：ほぼ見えない B：一部見える C：全部見える	C	1
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●		4	A：無 C：有	C	1
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	◎	12	A：2km以上 B：2km未満 C：1km未満	C	3

③ 防災性	法規 制地 域等	土砂災害警戒区域等		●	○	8	A : 1km 以上 B : 1km 未満 C : 500m 未満	A	8
		洪水浸水想定区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
		津波災害警戒区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
	造成 による 災害危 険性	造成による災害危険性		●		4	A : 無 C : 有	A	4
	既存 断層	既存の断層の直上でない	●			—	—	—	—
④ 事業実 効性	土地 利用 規制	農業地域		●		4	A : 無 C : 有	C	1
		森林地域		●		4	A : 無 C : 有	A	4
⑤ 経済性	幹線 道路	車線数		●	◎	1 2	A : 4 車線以上 B : 2 車線 C : 1 車線	B	6
		施設からの距離		●		4	A : 300m 未満 B : 500m 未満 C : 500m 以上	A	4
	運搬 効率	人口重心までの距離		●	◎	1 2	A : 5km 未満 B : 10km 未満 C : 10km 以上	B	6
	イン フラ	水道	200m ³ /日の確保	●		—	—	—	
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）	●		—	—	—	
		下水道		●	◎	1 2	A : 接続が可能 C : 接続に課題あり	C	3
	用地 確保	用地種別（公有地、民地）		●		4	A : 全て公有地 B : 一部公有地 C : 全て民地	C	1
合 計						1 3 6			8 8

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）シート

米子市内適地（一次調査対象地）の候補	候補名	⑥石州府地内の県道 1 5 9 号線付近（山林）
	特記事項	・当該候補は、山林であることから、造成工事費用が必要となることが想定される。

評価の観点（大分類・中分類・小分類）			確認項目	評価項目	重要度 ○：重要 ◎：特に重要	配点	採点基準 A：配点×1 B：配点×0.5 C：配点×0.25	評価（採点）	
								該当ランク	採点
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●			—	—	—	—
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	○	8	A：50,000m ² 以上 B：50,000m ² 未満 C：25,000m ² 未満	C	2
		施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●			—	—	—	—
		市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●			—	—	—	—
		学校までの距離		●	○	8	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	A	8
		病院までの距離		●	○	8	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	A	8
		住宅までの距離		●		4	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	C	1
	文化財	埋蔵文化財の有無		●		4	A：無 C：有	C	1
		事前調査必要性の有無		●		4	A：無 C：有	C	1
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●		4	A：ほぼ見えない B：一部見える C：全部見える	B	2
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●		4	A：無 C：有	A	4
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	◎	1 2	A：2km 以上 B：2km 未満 C：1km 未満	C	3

③ 防災性	法規 制地 域等	土砂災害警戒区域等		●	○	8	A : 1km 以上 B : 1km 未満 C : 500m 未満	C	2
		洪水浸水想定区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
		津波災害警戒区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
	造成 による 災害危 険性	造成による災害危険性		●		4	A : 無 C : 有	C	1
	既存 断層	既存の断層の直上でない	●			—	—	—	—
④ 事業実 効性	土地 利用 規制	農業地域		●		4	A : 無 C : 有	A	4
		森林地域		●		4	A : 無 C : 有	C	1
⑤ 経済性	幹線 道路	車線数		●	◎	1 2	A : 4 車線以上 B : 2 車線 C : 1 車線	B	6
		施設からの距離		●		4	A : 300m 未満 B : 500m 未満 C : 500m 以上	A	4
	運搬 効率	人口重心までの距離		●	◎	1 2	A : 5km 未満 B : 10km 未満 C : 10km 以上	B	6
	イン フラ	水道	200m ³ /日の確保	●		—	—	—	
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）	●		—	—	—	
		下水道		●	◎	1 2	A : 接続が可能 C : 接続に課題あり	C	3
	用地 確保	用地種別（公有地、民地）		●		4	A : 全て公有地 B : 一部公有地 C : 全て民地	C	1
合 計						1 3 6			7 4

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）シート

米子市内適地（一次調査対象地）の候補	候補名	⑦淀江町福岡・淀江地内の県道２９９号線付近（農地）
	特記事項	・当該候補は、圃場整備事業実施済みで、現在も有効に利用されている農地であり、一団の農地の中央に位置する。

評価の観点（大分類・中分類・小分類）			確認項目	評価項目	重要度 ○：重要 ◎：特に重要	配点	採点基準 A：配点×１ B：配点×０．５ C：配点×０．２５	評価（採点）	
								該当ランク	採点
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●			—	—	—	—
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	○	８	A：50,000m ² 以上 B：50,000m ² 未満 C：25,000m ² 未満	A	８
		施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●			—	—	—	—
		市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●			—	—	—	—
		学校までの距離		●	○	８	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	B	４
		病院までの距離		●	○	８	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	A	８
		住宅までの距離		●		４	A：500m 以上 B：500m 未満 C：400m 未満	A	４
	文化財	埋蔵文化財の有無		●		４	A：無 C：有	A	４
		事前調査必要性の有無		●		４	A：無 C：有	C	１
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●		４	A：ほぼ見えない B：一部見える C：全部見える	C	１
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●		４	A：無 C：有	C	１
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	◎	１２	A：2km 以上 B：2km 未満 C：1km 未満	C	３

③ 防災性	法規 制地 域等	土砂災害警戒区域等		●	○	8	A : 1km 以上 B : 1km 未満 C : 500m 未満	C	2
		洪水浸水想定区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
		津波災害警戒区域		●	○	8	A : 0m B : 0.5m 未満 C : 0.5m 以上	A	8
	造成 による 災害危 険性	造成による災害危険性		●		4	A : 無 C : 有	A	4
	既存 断層	既存の断層の直上でない	●			—	—	—	—
④ 事業実 効性	土地 利用 規制	農業地域		●		4	A : 無 C : 有	C	1
		森林地域		●		4	A : 無 C : 有	A	4
⑤ 経済性	幹線 道路	車線数		●	◎	1 2	A : 4 車線以上 B : 2 車線 C : 1 車線	B	6
		施設からの距離		●		4	A : 300m 未満 B : 500m 未満 C : 500m 以上	A	4
	運搬 効率	人口重心までの距離		●	◎	1 2	A : 5km 未満 B : 10km 未満 C : 10km 以上	C	3
	イン フラ	水道	200m ³ /日の確保	●		—	—	—	
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）	●		—	—	—	
		下水道		●	◎	1 2	A : 接続が可能 C : 接続に課題あり	C	3
	用地 確保	用地種別（公有地、民地）		●		4	A : 全て公有地 B : 一部公有地 C : 全て民地	C	1
合 計						1 3 6			7 8

抽出した米子市内適地（一次調査対象地）の候補に係る評価（採点）結果一覧表

評価の観点			確認項目	評価項目	配点	①彦名町地内の内浜産業道路付近		②両三柳地内の国道４３１号線付近		③新山・陰田町地内の国道１８０号線付近		④上新印・高島地内の県道１６０号線付近		⑤尾高・日下地内の県道５３号線付近		⑥石州府地内の県道１５９号線付近		⑦淀江町福岡・淀江地内の県道２９９号線付近	
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	●		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		●	8	A	8	A	8	C	2	A	8	A	8	C	2	A	8
		施設から300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	●		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	●		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		学校までの距離		●	8	A	8	A	8	A	8	A	8	A	8	A	8	B	4
		病院までの距離		●	8	A	8	A	8	A	8	B	4	A	8	A	8	A	8
		住宅までの距離		●	4	C	1	A	4	A	4	C	1	C	1	C	1	A	4
	文化財	埋蔵文化財の有無		●	4	A	4	A	4	C	1	A	4	A	4	C	1	A	4
		事前調査必要性の有無		●	4	A	4	A	4	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		●	4	C	1	B	2	A	4	C	1	C	1	B	2	C	1
②自然環境	下流側河川等	農業用水の利用		●	4	A	4	A	4	A	4	C	1	C	1	A	4	C	1
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		●	1 2	A	1 2	A	1 2	A	1 2	C	3	C	3	C	3	C	3
③防災性	法規制地域等	土砂災害警戒区域等		●	8	A	8	A	8	C	2	A	8	A	8	C	2	C	2
		洪水浸水想定区域		●	8	C	2	B	4	A	8	C	2	A	8	A	8	A	8
		津波災害警戒区域		●	8	A	8	A	8	A	8	A	8	A	8	A	8	A	8
	造成による災害危険性	造成による災害危険性		●	4	A	4	A	4	C	1	A	4	A	4	C	1	A	4
	既存断層	既存の断層の直上でない	●		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
④事業実効性	土地利用規制	農業地域		●	4	C	1	A	4	A	4	C	1	C	1	A	4	C	1
		森林地域		●	4	A	4	A	4	C	1	A	4	A	4	C	1	A	4
⑤経済性	幹線道路	車線数		●	1 2	A	1 2	A	1 2	B	6	B	6	B	6	B	6	B	6
		施設からの距離		●	4	A	4	A	4	A	4	A	4	A	4	A	4	A	4
	運搬効率	人口重心までの距離		●	1 2	B	6	A	1 2	B	6	B	6	B	6	B	6	C	3
	インフラ	水道	200 m ³ /日の確保	●		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）	●		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		下水道		●	1 2	A	1 2	A	1 2	C	3	C	3	C	3	C	3	C	3
	用地確保	用地種別（公有地、民地）		●	4	C	1	A	4	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1
合計（百分率）					1 3 6	1 1 2 （ 8 2 ）		1 3 0 （ 9 6 ）		8 8 （ 6 5 ）		7 8 （ 5 7 ）		8 8 （ 6 5 ）		7 4 （ 5 4 ）		7 8 （ 5 7 ）	

他地域での施設整備の参考事例

①今治市クリーンセンター（愛媛県今治市）

**防災設備**

地域の防災拠点として、災害時の避難所の機能を備えています。

●避難所

災害時に320人の市民が避難できます。簡易な仕切り板を備えるなど、プライバシーに配慮しています。



●備蓄品

避難者が7日間生活可能な生活用品、衛生用品、水、食料品などを備蓄しています。



●非常用発電機

災害による停電時も非常用発電機により施設の運転を継続し、施設内や避難所への電力供給を行います。



●災害用マンホールトイレ

災害時にマンホールトイレを設置できます。



資料：今治市HP、施設パンフレット

②常総環境センター（茨城県守谷市）



※常総環境センターから各施設に電気も供給しています。

〔室内温水プール〕



〔自由広場〕



〔野球場〕



〔テニスコート〕



〔ゲートボール場〕



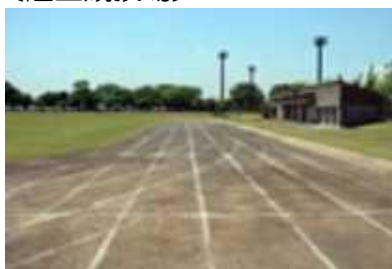
〔多目的広場〕



〔総合体育館〕



〔陸上競技場〕



〔地域交流センター〕



資料：常総地方広域市町村圏事務組合 HP